

【令和４年第４回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和４年１０月１４日 総務委員長 川島 雅裕

- 「議案第８４号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」
- 「議案第８５号 川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第８６号 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第８７号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第９０号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも職員の定年引上げ等に関する内容であるため、５件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 定年引上げ等による職員のメリット及びデメリットについて

現行の制度においては、６０歳で定年退職した後には就労を望む場合は、再任用職員として１年ごとに任期を更新していくことになるが、本条例改正により、定年年齢が６５歳まで引き上げられ、職員としての地位が継続するため、身分の安定、給与水準等の処遇改善に資するものである。一方で、特段のデメリットは生じないものと認識している。

* 組織としてのデメリットについて

組織におけるデメリットとしては、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、課長補佐及び係長級職員が増加するため、新たに係長昇任の可能性がある中堅職員のモチベーションの低下や、組織の新陳代謝の停滞につながるという懸念がある。

* 給料月額７割措置の算定根拠について

定年引上げに係る地方公務員の給与は、国家公務員の取扱いを考慮し定めるものとされており、国家公務員においては、民間企業の給与水準を参考とするため、賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果を踏まえて、６０歳時点の俸給月額の７割とすることとされた。

* 職務給の原則を踏まえた給料月額７割措置の考え方について

職務給の原則は、従事する職務及び責任の度合いに応じた給料を支給しなければならないとするものであるところ、給料月額７割措置は、条例上定められた等級別基準職務表及び給料表に基づき、降任後の職務に応じた給料を支給するものであるため、職務給の原則に反するものではないと認識している。

* 定年引上げ等の適用範囲について

本庁及び出先機関にかかわらず、市職員一律に適用される。

* 少人数職場への影響について

60歳以降も常勤職員として、継続して安定的な勤務条件下で業務に従事することができるため、行政サービスの安定に資するものと考えられる。

*** 新規採用職員の採用方法における工夫について**

優秀な新規採用職員の確保に向けたより良い手法について、人事委員会事務局と協議を行っていきたいと考えている。

*** 人事配置の方法について**

本条例改正により、令和6年度から61歳となる管理職が課長補佐として従事することとなるため、令和4年度中に対象職員へ制度を周知し、本人の意向を確認した上で各局人事担当と協議を行い、人事配置の検討を進めていきたいと考えている。

*** 人事評価制度の在り方について**

管理監督職勤務上限年齢制により、部下であった職員が評価者となり、管理職であった職員を被評価者として人事評価を行うこととなる。職員双方が、これまでにない人事評価の在り方に困惑するおそれがあるため、現行の人事評価制度に基づき、被評価者の職務に応じたスキルを適正に評価する手法を改めて丁寧に周知していくとともに、運用の中で制度の在り方を検証していく必要があると考えている。

*** 人事評価に基づく昇給の取扱いについて**

役職定年後の職員においても、通常の職員同様、人事評価に基づく昇給が認められるため、人事評価制度に基づいて適正に対応していくこととなる。

*** 川崎市職員退職手当支給条例の改正概要について**

本条例改正は、60歳以降、定年前に退職する場合の支給に関するもの、給料月額7割措置を適用する前の給料月額を考慮して支給額を計算することとするもの、また、国家公務員に合わせて支給率を改定するものである。

*** 定年退職者に係る退職手当の支給率について**

定年年齢に達した職員が退職する場合、勤続年数15年以下の職員については支給率が引上げとなっている一方で、勤続年数20年以上が1.6か月マイナス、25年以上が3.17か月マイナス、30年以上が3.0か月マイナスと、勤続年数20年以上の職員については、おおむね引下げとなっている。

*** 出資法人への影響及び対応について**

出資法人における報酬額が役職定年後の本市の給与水準に比べて劣っている場合、出資法人側の人材確保が困難になるという影響が考えられる一方で、出資法人における報酬を上げた場合、過去に出資法人へ再就職した職員との差が生じてしまうという課題がある。本条例改正後、庁内への周知を図るとともに、出資法人との意見交換を行っていきたいと考えている。

*** 出資法人への再就職に係る任期の限度について**

川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針において、出資法人に再就職した職員の任期は、満65歳に達した日以後において更新を行わないものとされており、現時点で、この指針を改正する予定はない。出資法人への事前のヒアリングにおいて、60歳以降、早い段階で再就職を行って

ほしいとの意見が寄せられていることを踏まえて、対象となる職員に対し意向の確認を丁寧に行っていきたいと考えている。

*** 出資法人における報酬の増額改定について**

指針において、出資法人に再就職した職員に対する報酬の増額改定を理由として、委託料等の増額は行わないものとされている。出資法人における人材確保の観点から、指針の改正を視野に入れ、今後の方向性について財政局と協議を行っていく必要があると認識している。

*** 指針改正に係る議会への報告について**

来年度の予算編成に向けて、今年度中に指針の改正を行う必要があることから、指針の改正に当たっては、議会へ適切に情報提供を行っていきたいと考えている。

*** 影響額試算及び財政フレームについて**

過去の実績や一定の条件に基づいて、財政局と協議を行い、財政フレームを変えることなく、単年度ごとの予算編成において対応していくこととしている。今後の予算編成については、引き続き財政局と協議していききたいと考えている。

《意見》

* 役職定年により課長補佐に降任した職員の職務内容については、役職定年前の職員の職務内容との関係性を踏まえて、今後検討を進め、議会に説明してほしい。

* 役職定年後の職員と60歳未満の職員との間において、異なる人事評価の方法を用いるなど、人事評価が適正になされる仕組みを検討してほしい。

* 管理監督職勤務上限年齢制の人事評価において、評価者が被評価者に忖度し、不適正な評価が行われることのないように、人事評価制度の在り方を検討してほしい。

* 本条例改正により、新規採用職員数に影響が及ぶことを踏まえて、優秀な若手職員の確保に向けた取組を検討してほしい。

* 出資法人への影響を検証し、具体的な課題を認識した上で、出資法人との協議を行い、役職定年となる職員へ丁寧に説明してほしい。

* 制度趣旨、制度のデメリット、人事配置の方法、人事評価の在り方など、本条例改正により変更される運用について、定年引上げ等の影響を受ける職員に対してしっかりと説明することで、職員の不安を解消してほしい。

* 定年引上げ等の取組を民間企業へ波及させることを踏まえて、市民に対して、制度の周知や影響額の提示を適切に行ってほしい。

* 給料月額7割措置の理由について、民間企業の給料水準を参考にするのみでは、根拠に乏しいと考えるものの、定年引上げ等により、60歳以降も、正規職員として各種手当の支給を受けることができ、処遇の改善につながるものであるため、議案第84号、第85号、第86号及び第87号には賛成するものである。

* 議案第90号は、勤続年数20年以上の職員における退職手当の支給率を大きく引き下げるものであるため、本議案には賛成できない。

《議案第84号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 85 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 86 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 87 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 90 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 89 号 川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 106 号 川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 公の施設の設置目的について

住民の福祉の増進に向けて、施設ごとに設置目的を定めており、当施設は、企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進等を図り、本市産業の発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的として設置されたものである。

* 施設の稼働状況について

平成 30 年度における施設の稼働率は 63.8 パーセント、令和元年度は 57.6 パーセント、令和 2 年度は 31.9 パーセント、令和 3 年度は 48.3 パーセント、令和 4 年度は 8 月時点で 53.6 パーセントとなっている。コロナ禍の影響により、ホールや研修室と比較すると、会議室の稼働率は令和 2 年度において 27.2 パーセントと低調であったものの、オンライン会議における遠隔会議室としての利用等の新たな取組により、令和 4 年度は 8 月時点で 57.7 パーセントまで増加しており、稼働状況は大幅に向上しているものと認識している。

* 使用料引上げの理由について

利用者及び非利用者における負担の公平性を確保するため、消費税増税分を転嫁し、使用料を引き上げるものである。

* 使用料引上げ時期の妥当性について

本来、消費税増税のタイミングに合わせて消費税増税分を使用料に転嫁し、受益者負担とすることが通例であったが、コロナ禍の影響により、これまで転嫁を見送ってきた経過がある。コロナ禍や物価高騰により、経済状況への影響は依然としてあるものの、負担割合の公平性を確保するため、財政局を中心とした全庁的な使用料・手数料の見直しの時期に合わせて、本条例改正を行うに至ったものである。

* 公の施設の標準的受益者負担割合の考え方について

公の施設において、公共関与の必要性に応じて３段階に分類し、さらに、各類型を市場性に依拠して３段階に分類し、受益者負担割合を９類型に整理する考え方である。

*** 増額となる収入の活用方法について**

本条例改正により、約５７万円の増収を見込んでおり、当施設の設置目的を踏まえて、サービスの質及び利便性の向上に向けた取組に活用するよう、指定管理者と協議を進めていきたいと考えている。

*** 利用者への説明方法について**

市及び産業振興会館のホームページにおいて使用料の見直しを公表し、また、主な利用者である事業者に対して各関係団体を通じて周知し、さらに、リピーターに対して利用の際に通知することを想定している。利用申込みの時点で、料金改定を認識してもらえるように、周知の取組を進めていきたいと考えている。

*** 当施設の指定管理期間について**

指定管理期間は令和５年度までとなるため、来年度中に次期指定管理者の選定を行っていくことになる。

《意見》

* 本条例改正により増額となる収入の活用方法については、活用による効果が市民に還元されるよう、指定管理者と協議を進めてほしい。

* 本条例改正は利用者負担を増加させ、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進に反するものであり、また、公の施設の標準的受益者負担割合が適正なものとは考えられず、さらに、コロナ禍や物価高騰により経済状況が悪化していることからすれば、使用料を引き上げるべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０７号 かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 現在の入居事業者数について**

K B I C、N A N O B I C 及び A I R B I C 全体で約１００室あるうち、約９７パーセントが利用されており、約５０社が入居している。

*** 入居事業者への説明方法について**

本条例改正により、施設使用料が引き上げられるため、指定管理者を通じて、消費税増税分の転嫁の趣旨を丁寧に説明していきたいと考えている。

*** 増収見込額の算定根拠について**

入居料の増額分を施設床面積に乗じて算定し、約６００万円と見込んでいる。

*** 指定管理料の適正性について**

施設使用料が指定管理者の主な収入となるが、収益の著しい増加が生じた場

合には、来年度の予算編成に向けて財政局と協議を行った上で、指定管理料の見直しを行い、また、利用者還元サービスの提供についての提案を求める等の対応により、指定管理料の適正化を図っていきたいと考えている。

*** 入居事業者が市内で活躍できる場の確保について**

当施設を活用し市内で成長した企業が市外に流出していくことは、大きな機会損失であり回避すべきであると認識している。市内で培った技術などを市域に還元するような仕組みを検討していきたいと考えている。

*** 当施設の指定管理期間について**

指定管理期間は令和4年度までとなるため、現在、次期指定管理者の選定を行っているところである。

《意見》

*** 市内で成長した企業が引き続き市内で活躍できる場を確保し、立地誘導を促す取組を進め、市内の経済成長につなげてほしい。**

*** 本条例改正は利用者負担を増加させ、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進に反するものであると考えるため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第108号 川崎市コンベンションホール条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 令和3年度における施設の稼働状況及びその要因について**

令和3年度における施設の稼働率は、ホールが35パーセント、会議室が75パーセントとなっており、令和2年度と比較すると回復傾向にある。これは、指定管理者による事業提案や利用促進に向けた取組等によって改善されたものであると認識している。

*** 市内企業及び市民利用者の利用率について**

令和3年度における市内企業の利用率は33.9パーセントであり、市民利用は1件のみとなっている。

*** 市内企業及び市民利用者への優遇措置について**

市内企業は使用料の1割減額、市民は2割減額で利用することが可能である。また、利用の15日前であれば5割減額という優遇措置を設けている。来年度は指定管理者の更新の時期であり、今後、現指定管理者及び次期指定管理者と市内企業等の利用率向上に向けた取組について、協議を進めていきたいと考えている。

*** 稼働率向上及び使用料引上げの関係性について**

本条例改正は、消費税増税分を使用料に転嫁し、負担割合の公平性を確保するため、財政局を中心とした全庁的な使用料・手数料の見直しの時期に合わせて、使用料上限の引上げを行うものである。今後、稼働率の向上及び使用料引上げのバランスを図りながら、上昇傾向にある直近の稼働率を踏まえた効率的

な運営に向けて、指定管理者と議論を進めていきたいと考えている。

*** 近隣他都市における類似施設の使用料について**

川崎市コンベンションホールの使用料は、開館当時１日１平米当たり約１，０００円に設定しており、類似施設であるパシフィコ横浜は約１，０９７円、ＫＣＣＩホールは約１，４８３円、品川インターシティホールは約１，１５５円となっていた。立地条件等を勘案すると、おおむね適正な料金設定であると認識している。

*** 事務ミスによる過年度の収入変更について**

令和３年度の指定管理者評価の際、利用料金の請求誤りによる過徴収、収支報告における計上漏れなど会計手続上の事務ミスが判明したため、過年度の収入を変更する必要性が生じたものである。議会への情報提供を行わなかった理由については、過徴収の利用者に事情を説明し、別日の利用料金から差し引くことで返金を行うことの了解を得られたことや、利用者や本市への影響が小さいと判断したことによるものである。なお、この事務ミスを踏まえて、次期指定管理者選定においては、当該指定管理者の評価を減点して対応し、令和４年度の内部統制評価報告書に掲載する予定である。

*** アンケート回収率が目標値を下回った要因について**

アンケート回収率が目標値を大きく下回った要因としては、コロナ禍によるイベント開催数の減少に加えて、当施設の利用者はリピーターの割合が多く、新規利用者に対してアンケートを依頼する機会が少なかったことが考えられる。指定管理者へのモニタリングを通じて、アンケート回収率向上に向けた取組の検討を進めている。

《意見》

- * 本条例改正による利用料金見直しの機会を捉えて、市内企業及び市民の利用率向上に向けて、指定管理者と協議を進めてほしい。
- * 指定管理者において事務ミスが発生した場合には、議会に対して、適時適切に情報提供を行ってほしい。
- * アンケート回収率向上に向けて、指定管理者へのモニタリングを的確に行い、伴走型の支援の取組を進めてほしい。
- * 本条例改正は利用者負担を増加させ、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進に反するものであると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０９号 川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 本条例改正は利用者負担を増加させ、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進に反するものであると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 129 号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 130 号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 132 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 133 号 反訴の提起について」

《主な質疑・答弁等》

* 反訴の提起に至った反省点について

度重なる事務ミスにより、電気料金の未徴収のみならず、本件訴訟に係る費用や時間的コスト等を生じさせたことは、市民に対しておわびしなければならず、反省すべきであると認識している。今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に向けて取組を進めていきたいと考えている。

《意見》

* 内部統制評価報告書に記載されるということは、恥ずべきことであると認識し、光熱水費等の未請求により、公金を毀損したという自覚と緊張感をもって、今後、真摯に対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 137 号 令和 4 年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 地方創生臨時交付金活用の適正性について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することで、各地域がそれぞれの特徴をいかして自律的かつ持続可能な社会を創出することを目的としており、地方公共団体による自由な活用が認められている。例えば、脱炭素社会への移行に資するような活用や、コロナ禍における人と人との新しいつながりを創出するための活用は、地方創生に向けた取組に含まれるものと認識している。本補正予算において、木質ベンチの設置は、木材の活用促進による、脱炭素社会の実現に向けた取組であり、また、e スポーツを活用したイベント開催や、武蔵小杉エリアプラットフォームの取組は、コロナ禍で断絶したコミュニティを新しい生活様式に対応させて、人と人との交流を活性化させるものであるため、それぞれ地方創生臨時交付金を活用するものである。

*** 民間保育所等に対する助成金額の算定根拠について**

令和３年度における公立保育園の児童一人当たりの１食分の給食費２６３円に、川崎市消費者物価指数の令和４年６月の対前年同月比３．３パーセントを乗じて、月額で児童一人当たり２１６円と試算している。

*** 今年度における物価指数の対前年同月比について**

今年度における物価指数の対前年同月比について、４月は３．７パーセント、５月は３．４パーセント、６月は３．３パーセントとなっている。

*** 支給期間の設定根拠について**

上半期は、民間保育所等において、食材の仕入先及び献立の変更により、給食費が増加しないよう対策を講じていたものの、今後も、物価高騰による影響が継続すると見込まれるため、本年１０月から来年３月までの６か月間を支給期間とすることとなったものである。

*** 電子図書館サービス開始に向けた取組及びスケジュールについて**

来年２月の事業開始に向けて、図書館サイトの構築及び当該サイトの広報の取組を進めていくことを想定している。

*** 電子図書館サービスに係る広報の取組について**

JＲ南武線や、公共施設における広告の掲示等により、市民への周知を図っていきたいと考えている。

*** 令和５年度の本格導入に向けた取組について**

電子図書館サービスは本市初の取組であるため、今後実施予定であるアンケート調査の結果を踏まえて、本格導入に向けた課題の整理や対策の検討につなげていきたいと考えている。

*** 選書の基準について**

電子書籍についての選書の基準は、今後改めて検討していくことになる。

*** 木質ベンチの設置助成に係る算定根拠及び費用対効果について**

業者へのヒアリング等により、木質ベンチの作製、運搬及び設置に係る費用として、１件当たり約３０万円と試算しているとまちづくり局から聞いている。木質ベンチの設置により、木材の活用促進の効果が期待されており、本市の脱炭素社会に向けた取組に資するものであると認識している。

*** 木質ベンチの設置助成を当初予算に計上しなかった理由について**

予算編成時において、事業として予算計上し得る熟度に達していなかったため、当初予算への計上に間に合わせることができなかったものである。

*** 木質ベンチの管理を町内会等に委ねることとなった経緯について**

民間バス事業者のバス停にはベンチが設置されておらず、市民から設置を求める要望が寄せられていたため、民間バス事業者との協議の結果、実証実験的に設置助成を実施するに至ったものである。この経緯を踏まえ、設置後は、町内会・自治会に管理を委ねることとしたものである。

*** 木質ベンチの管理方法について**

具体的な管理方法については、木質ベンチの管理により生じた怪我人への対応等も含めて、設置助成を希望する町内会・自治会と、今後、協議していくこ

ととなる。管理経費を市で負担することは想定していないものの、今回の実証実験の結果を分析した上で、木質ベンチの耐用年数である5年が経過した後の役割分担及び費用負担の在り方について、詳細に検討していきたいと考えている。

*** 木質ベンチの利用及び管理において生じた怪我人への対応について**

木質ベンチの管理等については、本議案が可決された後、設置した地域の町内会、自治会と調整を図っていくことになるため、木質ベンチの利用等によって生じた怪我人への対応についても、今後検討していきたいと考えている。

*** 歩道の有効幅員の確保に係る庁内合意について**

まちづくり局及び建設緑政局が協議を行い、木質ベンチの設置に当たっては、有効幅員2メートル以上、歩道幅員3メートル以上の確保が必要であることを確認したと聞いている。

*** 繰越明許費補正の内訳について**

国際電子商取引における中小企業支援として産業経済費2,000万円を、環境分野での新技術の研究や製品開発を支援するもの及び創エネ・省エネ機器の導入等を支援するものとして中小企業支援費2億6,800万円を、市内中小企業のコスト削減につながる生産性向上の取組を支援するものとして労政費2,500万円を、それぞれ令和5年度に繰り越すものである。

*** 令和4年度土地借上料に係る債務負担行為補正の変更理由について**

小杉小学校の運営のため、日本医科大学から土地を賃借しており、令和3年度における固定資産の評価替えによる租税公課の増額分を反映させるため、債務負担行為補正を行うものである。

《意見》

* 地方創生臨時交付金の活用については、市の予算により対応すべきものが含まれているが、感染症への対応のための予算として確保していく必要があると考えるため、今後の活用に当たっては、その趣旨を踏まえて、しっかりと精査してほしい。

* 地方創生臨時交付金の活用に係る事業の精査については、市民が納得し得るものであるかという視点から、事業局へのヒアリングを通じて、適正に行ってほしい。

* 安易に補正予算により対応するのではなく、予算編成時に、事業の見通しを適切かつ正確に把握することにより、当初予算に計上するよう努めてほしい。

* 物価及び光熱水費の高騰により、民間保育所等における食育が制約されることがないように、また、子どもに寄り添った支援となるよう、支給期間の拡大や支給額の増加を視野に入れて取組を進めてほしい。

* 民間保育所等への助成に係る支給額の算定においては、算定根拠となる物価指数が時間の経過とともに大きく変化することを踏まえて、適正な支給額となるよう、直近の数字を参照するように努めてほしい。

* 神奈川県内の公立保育所等においても、非接触型の蛇口工事等の衛生環境整備を実施するよう要請してほしい。

* 図書館を利用する子どもの割合が増加傾向にあるため、電子図書館サービスに係

る広報の取組を進めるに当たっては、子どもに届くような周知方法を検討してほしい。

- * 電子図書館サービスの本格導入に向けて、今年度実施する利用者アンケート調査結果及び分類ごとの貸出数の分析、導入効果や市民ニーズの検討などの取組を進めてほしい。
- * 木質ベンチの管理方法及び費用負担については、町内会・自治会活動応援補助金を活用するなど、幅広い視点で検証を進め、木質ベンチの耐用年数である5年を目途に、町内会、自治会と協議を重ねて、取組を進めてほしい。
- * 木質ベンチの設置に伴い、確保すべき歩道の有効幅員の条件が変更されたが、今後、条件が更に変更される場合には、所管局から議会に対して、丁寧に説明をするように求めている。
- * 中小企業組合等共同施設補助金に係る防犯カメラの設置助成において、防犯対策に積極的な商店街が活用しやすいような仕組みを構築し、防犯対策事業費による防犯カメラの設置と組み合わせることで、より効果的な防犯対策となるよう、取組を進めてほしい。
- * 地域コミュニティ活性化事業については、民間事業者による自律的な運営による持続可能な取組となるよう、バランスを取りながら予算措置を講じてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第33号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願」

《請願の要旨》

インボイス制度の実施延期に係る国への意見書提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、令和5年10月1日から導入される予定である。

適格請求書発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出しなければならない。また、適格請求書発行事業者には、原則、適格請求書の交付などの義務が課され、課税事業者は、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となる。

仕入税額控除を受けるためには、令和5年9月まで実施されている区分記載請求書等保存方式では、一定の事項が記載された帳簿の保存と区分記載請求書等の保存が必要となっているが、令和5年10月から開始されるインボイス制度では、登録番号等の項目を追加した上で、現行の区分記載請求書等保存方式と同様、帳簿の保存とともに、適格請求書の保存が必要となる。

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者などから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないこととなるが、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。

国において、事業者におけるインボイス制度の理解を促進するため、軽減・インボイスコールセンターの設置、専用ホームページサイトの開設、説明会の開催などを行っている。また、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者との取引において、独占禁止法や下請法等の法律上問題となる可能性がある行為について、Q & Aを策定し、周知している。インボイス制度導入支援の取組として、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金により、免税事業者から適格請求書発行事業者への転換を支援するとともに、インボイス制度への対応に係る費用の補助等を実施している。

本市では、川崎市産業振興財団において、ワンストップでの中小企業向け経営相談窓口等の対応や、中小企業診断士、税理士等の専門家の派遣を実施しており、インボイス制度を含め、市内中小企業等の様々な課題解決に向けて支援している。また、市ホームページや関連団体へ訪問の際に税務署で実施する説明会を案内するほか、関連省庁等と調整し、事業者向け講習会を実施し、普及啓発の取組を行っている。

《主な質疑・答弁等》

* 仕入税額及びインボイス制度の概要について

仕入税額とは、課税売上げに係る消費税額と課税仕入れ等に係る消費税額の差額を言うが、インボイス制度は、仕入税額控除において、適格請求書を必要とする制度である。

* 事業者免税点制度及び簡易課税制度について

事業者免税点制度及び簡易課税制度は、事務負担及び税務執行コストへの配慮から設けられた制度である。

* 免税事業者による適格請求書発行の可否について

適格請求書の発行には、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければならないところ、免税事業者は、制度上、課税事業者とならない限り、適格請求書発行事業者となることができないため、適格請求書を発行することができない。

* インボイス制度導入による免税事業者への影響について

免税事業者が取引相手から適格請求書の発行を求められた場合、自ら課税事業者となるか、取引相手に仕入税額を負担させるか、取引を打ち切るかという選択を迫られることとなる。インボイス制度は来年10月に導入が予定されているが、導入後の6年間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられているため、免税事業者は、経過措置期間中に、事業者として経営判断をすることとなる。また、適格請求書発行事業者となった場合、適格請求書の様式に合わせたシステム改修を行う必要があるため、その改修費用等が発生することが考えられる。

* 適格請求書発行事業者の登録見込数について

令和4年7月29日時点の適格請求書発行事業者登録数は市内4,788事業者であることを把握しているが、対象事業者数や今後登録申請を行う事業者数の把握は困難である。

* インボイス制度導入に係る取組の方向性について

インボイス制度に係る基本的事項の理解などの正しい知識を広めるため、個々の事業者における理解度を的確に把握し、川崎市産業振興財団、川崎商工会議所及び金融機関と連携を図りながら、インボイス制度に係る周知の取組を進めていきたいと考えている。

*** インボイス制度導入に係る本市の具体的取組について**

川崎市産業振興財団においてワンストップ型経営相談窓口を設置し、事業者からのインボイス制度に係る相談対応を行っており、令和2年7月から本年7月までの間に受けた相談件数は4件である。また、工業団体連合会等の関係団体に対して、税務署が実施するインボイス制度の説明会への参加を促し、財務省等の職員による市場内事業者向け講習会を実施するなど、インボイス制度の普及啓発の取組を行っている。

*** インボイス制度の周知状況について**

市内税理士からは、消費税をふだんから意識していない事業者が非常に多いと感じるという話を聞いているため、税務署等と連携して、説明会などの普及啓発の取組を継続的に実施していく必要があると考えている。

*** インボイス制度導入に係る取組の予算措置について**

インボイス制度導入に係る本市の取組において、今年度は予算を計上していない。

*** 普及啓発の取組における目標設定について**

インボイス制度導入による影響は、業種、事業形態等によって様々であるため、普及啓発の目標を一律に設定することは困難であると認識している。

*** 普及啓発に向けた川崎商工会議所との連携について**

川崎商工会議所は市内4か所に支所を設置し、中小企業支援を行っている。インボイス制度の普及啓発においては、中小企業への周知は大変重要であると認識しているため、普及啓発の取組に対する助成金の給付などを含め、川崎商工会議所への支援を検討していきたいと考えている。

*** 適格請求書発行に係る独占禁止法上の問題点について**

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、相手方に対し、その地位を利用して適格請求書発行事業者となることを求めた場合、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となる可能性があるかと認識している。

*** 独占禁止法に係る相談への対応について**

国税庁において設置しているインボイス制度に係るコールセンターや、公正取引委員会が設置している独占禁止法に係る相談窓口へ案内することを想定している。

*** シルバー人材センター登録者数及び登録者への対応について**

本市のシルバー人材センター登録者数は、令和3年度時点で6,038人であり、センターの安定的な運営の確保に向けて、国への要望活動を行っている。

*** インボイス制度導入に反対する要望書等の有無について**

インボイス制度の中止を求める要望書が1団体から提出されている。

《意見》

- * 消費税やインボイス制度に係る事業者の理解を促進するため、より多くの事業者に対して普及啓発を行い、また、親身になって相談に応じるという着実な取組を進めてほしい。
- * 事業者に対する普及啓発の取組においては、具体的な目標を設定することで効果的な周知を行ってほしい。
- * インボイス制度が令和５年１０月に導入されることを踏まえて、事業者が滞りなくインボイス制度に対応できるよう、関係団体と連携を図り、インボイス制度の周知の取組に尽力してほしい。
- * インボイス制度の円滑な導入に向けて、川崎商工会議所等の関係団体との連携を図り、普及啓発の取組や関係団体への支援の取組を行ってほしい。
- * インボイス制度導入による農家への影響も懸念されるため、ＪＡセレサ川崎と連携することで、農家への普及啓発の取組を進めてほしい。
- * 取引上の優越的地位を利用して適格請求書発行事業者となることを求めることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用にあたる可能性があることを認識した上で、事業者からの相談へは真摯に対応してほしい。

《取り扱い》

- ・ 消費税１０パーセントへの増税、新型コロナウイルス感染症の拡大、近年の物価高騰の影響などにより、事業者を取り巻く経済環境が悪化している状況下において、免税事業者に対して酷な選択を迫ることとなるインボイス制度の導入は延期すべきであると考えするため、意見書を提出の上、本請願は採択すべきである。
- ・ 消費税を含めた税制度の在り方について、国における慎重な審議を見守る必要があると考えするため、意見書の提出は行うべきではなく、本請願には賛成できない。
- ・ いわゆる益税と呼ばれるものにより税の公平な負担が害されてきた事実がある以上、これを是正するインボイス制度の導入に向けて国の動向を見守るべきであると考えするため、意見書の提出は行うべきではなく、本請願には賛成できない。
- ・ インボイス制度導入の影響を軽減するため、事業者の理解の促進や普及啓発の取組を進め、本市としても制度を支える必要があると考えするため、意見書の提出は行うべきではなく、本請願には賛成できない。

《審査結果》

賛成少数不採択